

第3次本庄市男女共同参画プラン（案）

本庄市

H29.7.18

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

私たちを取り巻く社会は、経済活動の成熟化や情報化、国際化、家族形態の多様化、少子高齢化の進展などにより、急速に変化してきました。

一方、地方分権が進む中、地域が抱える課題に対して、地域の実情に応じた主体的な活動が求められています。

このような変化を乗り越えていくためには、地域に住むすべての人が、その個性と能力を存分に発揮して、多様で活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

特に多様な人材の能力の活用の観点から、経済の牽引者としての女性の役割を認識し、女性の経済活動の機会を創造し拡大するとともに、男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする必要があります。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の地域社会における男女共同参画を推進することにもつながります。

このような中、本庄市では、平成20年「**本庄市男女共同参画プランーともに支えあい
ひと ひと
男と女がかかがやくまち本庄ー**」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいりました。

本計画は、平成25年3月議会において議決されました「本庄市総合振興計画後期基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、基本法及び旧プランを踏まえ、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として新たに策定したものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、基本法に基づき男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画(平成29～33年度)」を踏まえるとともに、「本庄市総合振興計画後期基本計画」や本庄市が定める諸計画との整合を保つ内容としています。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の市町村推進計画にあたります。
- 本計画4章、「政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり、施策の大項目（3）配偶者等からの暴力（DV）の根絶」を「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に位置づけ、「政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり、施策の大項目（2）男女とも働きやすい環境づくり」を「本庄市女性活躍推進計画」に位置づけます。
- (4) この計画は、本庄市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに、アンケート調査や平成24年度埼玉県で実施した男女共同参画に関する意識実態調査また、パブリックコメント※をとおして寄せられた市民の意見等をもとに策定しました。

※ 計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け付けて、最終的な計画内容を検討していく制度のことを言います。

- (5) この計画は、議会代表者・関係団体・関係機関の代表者・公募の市民による本庄市男女共同参画審議会、府内各部局の代表者による男女共同参画推進会議及び関係各課により、計画内容の検討を行いました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年）から平成34年度（2022年）までの5年間とします。

第3章 計画策定の方向

1 推進イメージ

『ともに支えあい 男と女が かがやくまち 本庄』

本庄市総合振興計画においては、まちづくりの将来像を「あなたが活かす、みんなで育む、
安全と安心のまち 本庄 ~ 世のため、後のため ~」と定め、地域全体でともに支え合う、市
民と行政の協働・連携によるまちづくりを推進しています。

そして、この男女共同参画プランでは、将来像の実現のために『ともに支えあい 男と
女が かがやくまち 本庄』を推進イメージとし、すべての市民が男女共同参画の十分な
理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる
魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

2 施策体系

あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち
本庄　～世のため、後のため～

ともに支えあい 男と女が かがやくまち 本庄

政策目標	施策の大項目	施策の中項目
1 男女の人の権が尊重される意識づくり	(1)人権を尊重する意識啓発 (2)男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進 (3)配偶者等からの暴力(DV)の根絶 「本庄市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」	[1] 人権尊重意識の高揚 男女共同参画の視点に立った意識啓発 [2] 学校における男女平等教育、学習の推進 生涯学習における男女共同参画の推進 [1] 暴力の根絶のための意識啓発 [2] 相談体制の充実 [3] 自立支援対策の充実
2 政策や方針の立案及び決定への体制づくり	(1)政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	[1] 審議会等における女性委員の割合の増加 [2] 個人の能力開発の推進
3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり	(1)男女とも働きやすい環境づくり 「本庄市女性活躍推進計画」 (2)子育てや介護を担う家族への支援 (3)安心して暮らせる生活への支援	[1] 職場における男女平等の促進 [2] 労働相談事業の充実 農業、商工業における男女共同参画の推進 [3] 事業所に対する啓発 [1] 地域で支える子育て環境の充実 [2] 男女がともに支える介護への支援 [1] 高齢者のいきがいづくりへの支援 [2] 障害者への支援 [3] 防犯体制の整備 [4] 防災体制の整備
4 心とからだの健康づくり	(1)男女の健康づくりへの支援 (2)生涯を通じた女性の健康支援	[1] 健康保持対策の推進 [2] 健康づくり事業の充実 [3] 食育の推進 [1] リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
5 市民と協働による男女共同参画の推進	(1)市民や様々な団体との連携 (2)国際交流の促進	[1] 関係団体との連携体制の構築 [2] 人づくり事業の実施 [3] 情報の収集と提供 [1] 国際理解、交流の推進 [2] 外国籍市民への支援

主要事業

<ul style="list-style-type: none"> ①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催 ②人権啓発活動の推進 ①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催 ②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動 ①男女平等教育の推進 ②教職員の研修の充実 ③保護者・PTAへの啓発の充実 ④体験学習の充実 ①男女共同参画に関する講座の実施 ②学習情報の提供 ③男性向け講座の開催 ①DV防止に向けた啓発の充実 ②若年層への啓発事業の推進 ①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実 ②相談員の資質の向上 ③関係機関との連携 ④加害者対策の実施 ①関係機関との連携 	
<ul style="list-style-type: none"> ①審議会等における女性委員の割合の向上 ①市職員研修の充実 ②適正な市職員配置の推進 ③女性管理職の登用 	
<ul style="list-style-type: none"> ①男女雇用機会均等法の周知 ②女性が生き生きと能力を發揮できる就業支援 ③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 ①労働法律相談の充実 ②再就職支援のための情報提供 ①労働セミナー等の開催 ②家族経営協定の締結促進 ③農業従事者への支援 ①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発 ②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進 ③育児休業、介護休業取得の促進 ①乳幼児健診・家庭訪問の充実 ②妊婦健康診査への助成 ③父母教室・育児学級の実施 ④母子相談の実施 ⑤ファミリーサポート事業の推進 ⑥多様な保育ニーズへの対応 ⑦保育施設の充実 ⑧学童保育の推進 ⑨つどいの広場事業の推進 ⑩子育てに関する相談体制の推進 ⑪留守家庭児童の就学支援 ⑫「親の学習」の推進 ①介護に関する相談窓口のPR ②介護予防の取り組み ③介護保険制度の周知 ①老人クラブへの支援 ②高齢者への各種支援 ③高齢者への就労支援 ④高齢者の学習の場の提供 ①障害者相談事業の実施 ②障害者の就労支援 ③障害者に対する各種支援の実施 ①非行防止緊急パトロールの実施 ②防犯活動ボランティアの育成 ③地域での防犯体制の推進 ④各種団体への支援 ①防災の分野における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点に立った災害時の対応 	
<ul style="list-style-type: none"> ①各種検診体制の向上と充実 ②健康相談の充実 ③健康に関する啓発の実施 ④自殺防止に向けた普及活動の推進・相談支援の充実 ⑤精神的サポートへの取り組み ①生活習慣病予防のための健康教育の充実 ②健康づくり教室・講座の充実 ③中高年の健康教室 ①学校給食の充実 ②料理講習会を通しての食育の推進 ③正しい食の情報提供 ④地元農産物の利用促進 ⑤親子料理教室の開催 ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知 ②母性保護に関する情報提供 ③小・中学校における保健教育の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関との協力体制の構築 ②男女共同参画活動拠点の設置 ①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施 ②各種関係団体との連携 ①広報等による定期的な情報提供 ②ホームページ等による情報発信 ③広聴機会の拡大 ①地域における市民交流の推進 ②異文化体験、理解等の促進 ①外国語による生活情報の提供 ②日本語教室 ③日本語指導教室 	

第4章 施策の展開

政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が等しく、一人ひとりが自らの生き方について決定権を持ち、誇りを感じることのできる社会です。

男女平等は憲法に保障された権利ですが、これまで我が国の社会に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な力の格差が、「男が上で女が下」といった性差別を生み出し、女性に対する人権の視点での配慮が欠ける状況となっています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV※）、セクシュアル・ハラスメント※、性犯罪、売買春やストーカー行為※などの女性に対する暴力も後を絶ちません。

男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不平等な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、家庭や地域、学校教育等の様々な機会を通じて意識の啓発を図り、相談体制の充実に努めます。

※ドメスティック・バイオレンス／DV：夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。身体的な暴力だけでなく、言葉によって精神的苦痛を与えること、生活費を渡さず経済的に圧迫することなども暴力に含まれます。

※セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれます。

※ストーカー行為：特定の他者に対して執拗につきまとう行為を言います。

評価項目	平成19年度	平成24年度
家庭、職場、地域など各分野ごとに男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	家庭 24.2% 教育 47.4% 職場 10.4% 地域活動の場 19.0% 社会通念 9.6% 法律や制度 18.2%	家庭 24.5% 教育 47.9% 職場 12.2% 地域活動の場 23.4% 社会通念 8.6% 法律や制度 18.9%

本庄市生涯学習推進計画策定にかかるアンケート調査報告書

市民満足度	現状	目標値(平成29年)
差別のない社会の実現（人権尊重、男女共同参画等）	31%	35%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 人権を尊重する意識啓発

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、共に社会のあらゆる分野に参画していくよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

施策の中項目 ① 人権尊重意識の高揚

主要事業	事業概要	担当課
①人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の開催	個人の尊重、法の下の平等が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
	各公民館において、利用者団体を対象にした人権教育研修会を開催します。	生涯学習課
②人権啓発活動の推進	啓発冊子・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	市民活動推進課

施策の中項目 ② 男女共同参画の視点に立った意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の開催	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種セミナーや講座を開催します。	市民活動推進課
②固定的な性別役割分担意識の解消を目指す啓発活動	「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動の充実に努めます。	市民活動推進課

施策の大項目(2) 男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を発揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していくよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の中項目 ① 学校における男女平等教育、学習の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女平等教育の推進	男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
②教職員の研修の充実	教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
③保護者・PTAへの啓発の充実	学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校PTA家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

施策の中項目 ② 生涯学習における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	男女平等社会の確立に向け、意識と能力を高め社会に参画する力を付ける講座や男女共同参画意識を高める講座を開催します。	市民活動推進課
②学習情報の提供	市の広報紙等に講座情報を掲載し、各公民館にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	男性が家庭にかかわるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(3) 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ被害が潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的な役割分担意識や社会的・経済的な力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での大きな課題となっています。

暴力は身近で重大な人権侵害であるという認識を高め、対処していくために、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若い世代への啓発事業を展開し、将来のDV被害者や加害者とならないよう早期予防に取り組み、安心して相談できる環境の整備、また関係機関との連携体制を整備し、相談から保護、自立支援に至るまで総合的な対策を図ります。

施策の中項目 ① 暴力の根絶のための意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、ドメスティック・バイオレンス※に対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	市民活動推進課
②若年層への啓発事業の推進	市内公立小中学校における人権教育・人権啓発の充実を図ります。 市内高等学校と協力し、高校生へのパンフレット配布、若年層を対象としたDV予防事業の実施により意識啓発を推進します。	学校教育課 市民活動推進課

施策の中項目 ② 相談体制の充実

主要事業	事業概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターの周知・充実	被害者にとって最も身近な相談窓口として、「配偶者暴力相談支援センター」の周知、及び機能の充実を図ります。 ・主な機能 ① 相談や相談機関の紹介 ② 緊急時における安全確保及び一時保護依頼の受付 ③ 自立のための情報提供 ④ 保護命令制度の利用についての情報提供	市民活動推進課

②相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	市民活動推進課
③関係機関との連携	府内 既存の府内連絡会議等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障害者に考慮した相談体制の充実を図る。 府外 警察や民生委員等、地域の関係機関との連携によるネットワークづくり	市民活動推進課 関係各課
④加害者対策の実施	加害者の追求追及に対し適切な対応が出来るよう、職員に対し、加害者対策の周知をはかります。	市民活動推進課

施策の中項目 ③ 自立支援対策の充実

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。 ・主な支援 ① 生活基盤の確保 ② 各種情報提供及び手続きの支援 ③ 心身の回復に向けた支援 ④ 同伴の子どもに対する支援 ⑤ 就労に向けた支援 被害者の保護と支援のため、警察、婦人相談センター等DV支援に関する機関と連携を図り、被害者の状況に応じた適切な支援を行います。	市民活動推進課 関係各課 市民活動推進課 関係機関

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
人権尊重意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	2,429人	平成28年度	2,672人	平成34年度
男女共同参画意識を醸成するセミナー、講座の参加者数	142人	平成28年度	150人	平成34年度

政策目標2 政策や方針の立案及び決定への体制づくり

女性の社会進出は進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

男女が、同じ社会の構成員として、ともに利益を得ながら責任を担うには、女性が、更に様々な分野の政策や方針等の立案及び決定の過程に積極的に関わることが重要です。

市が率先して審議会等への女性委員の割合を高めるなど取り組みを進めることにより、市民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所などあらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大してゆくことを目指します。

施策の大項目(1) 政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画

女性の意見が市政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、市の政策決定にかかわる女性管理職は少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の中項目 ① 審議会等における女性委員の割合の増加

主要事業	事業概要	担当課
①審議会等における女性委員の割合の向上	各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	市民活動推進課

施策の中項目 ② 個人の能力開発の推進

主要事業	事業概要	担当課
①市職員研修の充実	「本庄市人材育成基本方針」に基づき、研修の充実を図ります。	行政管理課
②適正な市職員配置の推進	「組織編成方針」等による定員の計画に基づき、職員配置を行います。	行政管理課
③女性管理職の登用	「本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性管理職を積極的に登用します。	行政管理課

《 推進指標 》

指標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)	%	平成 28 年度	30%	平成 34 年度
管理的地位（課長級以上）にある職員に占める女性割合 ※女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画による目標値	10.3%	平成 28 年度	20%	平成 32 年度

政策目標3 安心できる家庭生活と働きやすい就業環境づくり

育児や介護、家事などの家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っているということが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。

男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、事業所の理解と家族の協力を促し、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、仕事と育児や家族の介護などの家庭生活を両立できるように環境整備を進めることが重要です。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者や障害者への支援を行い、防犯・防災体制の整備を進めます。

市民満足度	現状	目標値（平成29年）
勤労者対策の推進（勤労者福祉、就業支援等）	13%	18%
子育て支援の強化	20%	32%
高齢者福祉の充実	20%	25%
障害者福祉の充実	19%	24%
地域福祉の推進	20%	25%
防犯体制の充実（防犯活動等）	32%	40%
危機管理体制の充実（防災体制、消防体制等）	35%	40%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 男女とも働きやすい環境づくり

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和について考え方の普及に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

更に、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

※パワー・ハラスメント：権力や地位を利用した嫌がらせのことを言います。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

施策の中項目 ① 職場における男女平等の促進

主要事業	事業概要	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	商工観光課
②女性が生き生きと能力を発揮できる就業支援	女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	商工観光課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働くよう労働環境の整備を促進します。	商工観光課

施策の中項目 ② 労働相談事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①労働法律相談の充実	雇用情勢が悪化する中、労使間のトラブルの増加に対応するため、弁護士による労働法律相談を充実します。	商工観光課
②再就職支援のための情報提供	子育て後の女性の再就職を支援するため、関係機関、団体等と行政が連携して、雇用の確保や労働環境の整備を積極的に推進します。	商工観光課

施策の中項目 ③ 農業、商工業における男女共同参画の推進

主要事業	事業概要	担当課
①労働セミナー等の開催	就業の継続を願う男女が、安心して仕事が続けられる環境整備を目指して労働セミナーを開催します。	商工観光課
②家族経営協定の締結促進	家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生き甲斐を持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行なう家族経営協定の締結を促進します。	農政課 農業委員会事務局
③農業従事者への支援	農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけ作りとして、独身就農者の出会いの場作りを支援します。	農政課 農業委員会事務局

施策の中項目 ④ 事業所に対する啓発

主要事業	事業概要	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	職場内のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行います。	商工観光課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう、労働時間の短縮やフレックスタイム制※等の導入を推進します。	商工観光課
③育児休業※、介護休業※取得の促進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	関係各課

※フレックスタイム制：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つを言います。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的です。

※育児休業：1歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度です。この制度は、性別にかかわらず利用できます。

※介護休業：介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度です。この制度は性別にかかわらず利用できます。

施策の大項目(2) 子育てや介護を担う家族への支援

女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行うために、保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、地域全体で支え合う体制を整えます。

施策の中項目 ① 地域で支える子育て環境の充実

主要事業	事業概要	担当課
①乳幼児健診・家庭訪問の充実	母子保健法による健診や相談を実施すると共に「赤ちゃん訪問事業」の推進を図ります。	健康推進課
②妊婦健康診査への助成	妊娠の経過の観察と妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査を推奨し、費用の助成を行います。	健康推進課
③父母教室・育児学級の実施	妊娠中及び出産後の生活についての教室を開催し、沐浴や妊婦体験等を通して子育ての知識の習得を行います。また、生後5ヶ月～8ヶ月児を持つ保護者を対象に、子どもの成長発達を促す関わり等の情報提供及び仲間づくりを目的に育児学級を実施します。	健康推進課
④母子相談の実施	乳児の身体測定、育児や離乳食の相談、妊娠・子育て中の母乳についての相談を実施します。	健康推進課

⑤ファミリーサポート事業の推進	子育て中の保護者の負担を軽減するため、市民間で子どもを預けたい人と預かるとの調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て支援課
⑥多様な保育ニーズへの対応	保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育及び一時保育等の特別保育事業を実施します。	子育て支援課
⑦保育施設の充実	多様な保育サービスを提供するため、保育施設の充実に努めます。	子育て支援課
⑧学童保育の推進	公立学童保育室の運営及び民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。	子育て支援課
⑨つどいの広場事業の推進	子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりのため、乳幼児親子が自由に集まり、交流できる場を開催し、その中で子育てに関する相談や子育て講座なども行います。	子育て支援課
⑩子育てに関する相談体制の推進	育児不安や育児の孤立化を防ぐため、育児相談、家庭訪問、情報提供、各担当課や専門機関と連携を図りながら支援を行います。	子育て支援課
⑪留守家庭児童の就学支援	勤務等で保護者が不在となる家庭の児童生徒が、親族宅や学童保育所に下校する場合は、下校先の校区の学校に就学できるよう支援します。	学校教育課
⑫「親の学習」の推進	子を持つ親を対象にした「親が親として育ち親になるための学習」と青少年を対象にした「親になるための学習」を推進し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課

施策の中項目 ② 男女がともに支える介護への支援

主要事業	事業概要	担当課
①介護に関する相談窓口のPR	介護保険関連の各種通知書の封筒を使い通知の際、パンフレット等を同封し、窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、窓口の存在の周知に努めます。	介護保険課
②介護予防の取り組み	自立した生活が送れるよう運動・栄養・口腔改善の事業を行います。また、筋力アップ教室を毎週開催して介護を必要としない体作り身体づくりに努めます。	介護保険課
③介護保険制度の周知	介護に関する相談者や申請者に対し、介護認定の流れや各種介護サービスの利用などについて窓口での周知に努めるほか、各種団体の会合などの機会をとらえ、制度の周知に努めます。	介護保険課

施策の大項目(3) 安心して暮らせる生活への支援

高齢者がいきがいをもって生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。

障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援を行います。

また、誰もが、安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるための防犯体制や不測の事態に備えた防災体制の整備を進めます。

施策の中項目 ① 高齢者のいきがいづくりへの支援

主要事業	事業概要	担当課
①老人クラブへの支援	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野でいきがいを持って生活できるよう支援を行います。	地域福祉課
②高齢者への各種支援	高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	地域福祉課
③高齢者への就労支援	高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	地域福祉課
④高齢者の学習の場の提供	市民総合大学シニアコースを開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の中項目 ② 障害者への支援

主要事業	事業概要	担当課
①障害者相談事業の実施	身体、知的、精神障害児・者の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。	障害福祉課
②障害者の就労支援	ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	障害福祉課
③障害者に対する各種支援の実施	障害者自立支援法障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	障害福祉課

施策の中項目 [3] 防犯体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①非行防止緊急パトロールの実施	本庄市青少年育成市民会議、青少年育成推進員、学校の教師・PTA・警察などの協力で、 年間6回のパトロールを実施します。本庄地域と児玉地域で、それぞれ年3回パトロールを実施しています。	生涯学習課
②防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア連絡協議会組織の増強を図るとともに、研修会・講習会を開催します。	危機管理課
③地域での防犯体制の推進	防犯灯の設置費・電気料を補助することにより防犯体制を整備します。	市民活動推進課
④各種団体への支援	防犯ボランティア団体に対して啓発品・防犯パトロール用品を配付します。	危機管理課

施策の中項目 [4] 防災体制の整備

主要事業	事業概要	担当課
①防災の分野における男女共同参画の推進	防災の分野に男女共同参画の視点を取り入れた、地域防災計画に改定します。	危機管理課
②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、避難所運営組織には女性を含めます。また女性に対する暴力等を防ぐため女性相談窓口の設置、女性相談員の配置もしくは、巡回をします。	危機管理課

《 推 進 指 標 》

指 標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
職場における男女比の割合	42.8%	平成28年度	50.0%	平成34年度
ファミリーサポート援助活動件数	918件	平成28年度	1,040人	平成34年度
学童保育利用児童数の割合	21.5%	平成28年度	22.0%	平成34年度
つどいの広場事業参加者数	13,436人	平成28年度	15,200人	平成34年度
子育てに関する相談件数	3,497件	平成28年度	3,500件	平成34年度
筋力アップ教室登録者数	2,379人	平成28年度	2,500人	平成34年度

市民総合大学高齢者コース参加者数	1,723人 (総合) 2,628人 (地区)	平成28年度	2,000人 (総合) 3,000人 (地区)	平成34年度
障害者雇用率	1.90%	平成28年度	2.00%	平成34年度
防犯活動ボランティア団体数	104団体	平成28年度	110団体	平成34年度

政策目標4 心とからだの健康づくり

個々の体力に応じた健康を保持し、快適な社会生活を送ることは、多くの人が望むところです。情報提供や健康相談等の支援を行い、健康づくり事業の充実に努めます。

また、女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。

男女が互いの身体の特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる意識づくりを進め、女性の自己決定権が尊重されるよう「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及に努めます。

市民満足度	現状	目標値(平成29年)
健康づくりの推進	50%	60%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 男女の健康づくりへの支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

施策の中項目 ① 健康保持対策の推進

主要事業	事業概要	担当課
①各種検診体制の向上と充実	市民の健康管理を推進するため、各種がん検診を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康推進課
②健康相談の充実	健康に関する疑問や心配ごとに対して、保健師・栄養士等による健康相談を実施し、健康への適切なアドバイスをします。また、電話による健康相談事業を実施します。	健康推進課
③健康に関する啓発の実施	健康について自覚を促すため、健康保持のための正しい知識の啓発に努めます。	健康推進課
④自殺防止に向けた普及活動の推進・相談支援の充実	家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような人材の養成（ゲートキーパー等）や心の健康づくりの推進を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の構築に努めます。	健康推進課
⑤精神的サポートへの取り組み	主に精神障害者に対して、保健師等による訪問や相談などを実施します。	障害福祉課

施策の中項目 ② 健康づくり事業の充実

主要事業	事業概要	担当課
①生活習慣病予防のための健康教育の充実	生活習慣病を予防するため、特定健診・特定保健指導と併せて相談・教室・講座の実施を図ります。	健康推進課
②健康づくり教室・講座の充実	健康づくりの普及と啓発のため医師・保健師・栄養士等による健康教室・講座を開催し、適切な健康教育を図ります。	健康推進課
③中高年の健康教室	中高年を対象にした健康教室として、各公民館で、ヨガや太極拳、3B体操、トリム体操等、様々な分野の教室を開催します。	生涯学習課

施策の中項目 ③ 食育の推進

主要事業	事業概要	担当課
①学校給食の充実	行事給食、季節の食材や地域で採れた食材を使った献立の実施により楽しみながら食育について学びます。 栄養士による献立の検討会議等の実施により質の向上を図ります。 除去食及び代替食によるアレルギー対応に努めます。	学校教育課 教育総務課 (本庄上里学校給食センター)
②料理講習会を通じての食育の推進	親子料理教室や食生活改善推進員による料理講座を通して、食育の推進を図ります。	健康推進課
③正しい食の情報提供	食と健康との関係について理解を促すためホームページや啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	健康推進課
④地元農産物の利用促進	学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	教育総務課
⑤親子料理教室の開催	親子で食生活に対する关心と正しい知識を学ぶため子どもも夏休み体験教室を行い、親子料理教室を開催します。	生涯学習課

施策の大項目(2) 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努めます。

また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働くよう母性保護と健康管理について情報提供を行います。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利を言います。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方です。

施策の中項目 ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

主要事業	事業概要	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	妊娠や出産について自己決定できるよう啓発パンフレット等により、啓発に努めます。	健康推進課
②母性保護に関する情報提供	市民に対して母性保護の情報を提供し、母性に対する理解と協力が得られるようPRに努めます。	健康推進課
③小・中学校における保健教育の充実	児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性に関する指導）の充実に努めます。	学校教育課

政策目標5 市民と協働による男女共同参画の推進

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、企業等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策を展開していきます。

市民満足度	現状	目標値(平成29年)
協働の仕組みの構築(市民との協働、企業との協働等)	15%	20%
市民参加の推進	45%	60%

資料：「本庄市総合振興計画」

施策の大項目(1) 市民や様々な団体等との連携

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、市民と協働して事業を実施します。

更に、関係機関と連携して課題に取り組み、市政の範囲を超える場合は、国、県と連携を図ります。

施策の中項目 ① 関係団体との連携体制の構築

主要事業	事業概要	担当課
①関係機関との協力体制の構築	事業者、地域団体、NPO※、関連組織と情報交換を進め、社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。	関係各課
②男女共同参画活動拠点の設置	男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワーク作りの場としての拠点を市役所内に設置します。	市民活動推進課

※NPO：特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織を言います。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っています。

施策の中項目 2 人づくり事業の実施

主要事業	事業概要	担当課
①市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの実施	男女共同参画の理解と認識を深め、市民の主体的な取り組みを促すため、市民と協働して講座やセミナー等を開催します。	市民活動推進課
②各種関係団体との連携	各種関係団体と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。	市民活動推進課

施策の中項目 3 情報の収集と提供

主要事業	事業概要	担当課
①広報等による定期的な情報提供	毎月1日発行の「広報ほんじょう」や15日発行の「広報ほんじょうお知らせ版」等を通じた全市民向けの啓発活動を推進します。	秘書広報課 + 市民活動推進課
②ホームページ等による情報発信	ホームページ等を通じて、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。	秘書広報課 + 市民活動推進課
③広聴機会の拡大	市民と市長の対話集会、市長への手紙、In foメール等を活用し、市民の意見を聴く手段を拡大させます。	秘書広報課

施策の大項目(2) 国際交流の促進

多様な価値観や文化にふれることにより、国際感覚を養い、国際理解の推進に努めます。

また、外国籍市民が地域社会で安心して暮らせるよう、生活情報や日本語学習の機会を提供します。

施策の中項目 1 国際理解、交流の推進

主要事業	事業概要	担当課
①地域における市民交流の推進	市民の国際性を育むため、国際交流協会等民間団体による国際交流を促進させます。	秘書広報課
②異文化体験、理解等の促進	国際交流協会と連携して、市民が積極的に外国の言語や文化、料理を学習する機会を提供し、市民の国際理解を高めます。	秘書広報課

施策の中項目 ② 外国籍市民への支援

主要事業	事業概要	担当課
①外国語による生活情報の提供	国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国籍市民へ外国語による生活情報を提供します。	秘書広報課
②日本語教室	外国籍市民への支援のため日本語教室のボランティアによる日本語教室を開催します。	秘書広報課
③日本語指導教室	市内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行います。	学校教育課

《 推進指標 》

指標	現状値	(年度等)	目標値	(年度等)
市民との協働による男女共同参画等の講演、セミナーの開催回数	0回	平成28年度	1回	平成34年度

第5章 計画の推進体制

この計画を効果的に推進し、目標を達成するため、各関係機関等が連携・協力しながら、男女共同参画についてそれぞれ主体的に取り組む必要があります。

1 庁内推進体制による全庁的な推進

本庄市男女共同参画推進会議により、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、調査及び研修を実施し総合的に推進します。

また、この計画の目標達成に向け、本計画に掲げた各課の取り組みについてP D C Aサイクルにより進行管理をします。

2 関係団体との連携体制の構築(再掲)

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、市民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、市民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

男女共同参画に関する情報を収集・発信し、市民間のネットワーク作りの場としての拠点を市役所内に設置し、事業者、地域団体、N P O、関連組織と情報交換を進め、社会全体で取り組みができるよう連携を図ります。

3 男女共同参画条例の制定

今後の男女共同参画の施策の推進にあたり、男女共同参画条例の制定について調査・研究を行い、庁内の調整を行います。